基本方針1 妊娠期からの子育てを支える

| 具体的施策の方向 | 現計画における事業一覧 | 廃止事業名 | ———— 年度 | 事業内容 | 新規事業名 | 年度 | 事業内容 | 見直し後の事業一覧 |
|--|-------------|-----------------|----------------|---|-----------------------|--|--|--|
| 具体的施策の方向 1 安心して子とがでり 1 の推進 1 の推進 1 の推進 1 の推進 1 の推進 1 の | 現計画における事業一覧 | ·特定不妊治療支援事 業 | 年度 ~4年度 | 特定不妊治療に係る健康保険適用外の費用に対して助成を行っていたが、令和4年4月から、健康保険が適用されたことに伴い、助成事業は廃止となり、経過措置として、令和3年度中に治療を開始し、令和4年度に治療終了となる年度またぎの治療に係る健康保り助成を実施。 | 染妊婦寄り添い型支援 事業 - | 年度 2年度 2年度 2年度 3年度 3年度 3年度 | 新型コロナウイルスを発達をしているによるを実施のでは、このでは、一大のでは、大きを実施のでは、大きを実施のでは、大きを実施のでは、大きを、大きを、大きを、大きを、大きを、大きを、大きを、大きを、大きを、大きを | ・子育で世代包括支援センター事業 ・母子健康手帳交付(妊娠届出の ・予防接種事業 ・乳幼児保健康事業 ・乳幼児保健財育・母子保健財務室 ・母子保健財務・会育推進事費の助成 ・不可児慢性事費の助成 ・不児慢性特定疾病児童等自立 ・産後ケア事業 ・産婦健康・子育・選手業 ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策(産後ケア事業) ・新型コロナウイルス素 ・・新型コロナウイルス素 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

| | | | | | | ・おたふくかぜワクチン 予防接種 | 3年度~ | 1歳から就学前の子どもに対して、おたふくかぜワクチンの接種費用を助成し、保護者の経済的負担の軽減と年少児の健康増進を図ります。 | |
|----------------|----------------------------|--|-----------------|------|---|-----------------------|------|--|--|
| | | | | | | ・母子健康手帳アプリ導入 | | 母子健康手帳の記録を電子化するとともに、子育で情報の配信や子どもの成長記録の管理など、子育で世代の市民を継続的にサポートする機能を有する母子健康手帳アプリを導入することにより、ICTを活用した子育で支援の充実を図ります。 | |
| | | | | | | ・子育てリフレッシュカード配布事業 | | 地区担当保健師やMY CITY 助産師 の訪問指導を受けている保護者のう ち、一時預かり事業の利用によるリフ レッシュが必要と判断される保護者に 対し、地区担当保健師等の専門的な判 断により子育でリフレッシュカードを配 布。 | |
| | | | | | | ・出産・子育て応援給付 金事業 | | 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、いろいろなニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を提出した方に給付金の支給を行います。 | |
| | (2) 子育てに 関する情報提 供の充実 | ・ねやがわ子育てナビ・子育て情報配信サービス・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) | | | | | | | ・ねやがわ子育てナビ・子育て情報配信サービス・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) |
| 2 ワーク・ライ 推進 | (フ・バランスの | ・利用者支援事業・ワーク・ライフ・バランスに関する 啓発 | ·父子健康手帳交付事 業 | ~4年度 | 令和4年度に母子健康手帳アプリを導入し、父子健康手帳の記載内容をアプリ内で提供することから、本事業を廃 | ・はぐくみベビー、マタニ ティクラス | 4年度~ | 事業名称変更 「パパママ体験教室・プレママ教室」⇒ 「はぐくみベビー、マタニティクラス」 | ・利用者支援事業・ワーク・ライフ・バランスに関する 啓発 |
| | | ・父子健康手帳交付事業 ・パパママ体験教室・プレママ教 室 | | | 止。 | | | | ・はぐくみベビー、マタニティクラス |

基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える

| 具体的施策の方向 | 現計画における事業一覧 | 廃止事業名 | 年度 | 事業内容 | 新規事業名 | 年度 | 事業内容 | 見直し後の事業一覧 |
|---|--|-------|----|------|---|------|---|---|
| 1 子どもの育 (1) 就学前児 ちの場の充実 童の教育・保 育の充実 | ・幼児期の教育(幼稚園、認定こども園) ・一時預かり事業(幼稚園型) ・一時預かり事業(幼稚園型)の無償化事業 ・私立幼稚園副食費補足給付 | | | | ・保育所等の給食費の 支援 | 2年度~ | の給食費を、市の要請に基づき施設を 休所等した場合、日割りし返還等すると ともに、保育所等における給食費(主食 及び割食費の合計額を無償化してい | ・幼児期の教育(幼稚園、認定こども園)・一時預かり事業(幼稚園型)・一時預かり事業(幼稚園型)の無償化事業・私立幼稚園副食費補足給付 |
| | ・特色ある幼稚園づくり事業・保育(保育所、認定こども園)・幼児教育・保育の無償化事業・地域型保育事業 | | | | ・民間保育所等衛生用 品等購入補助及び市立 保育所衛生用品等購 入(延長保育事業等を 含む。) | 2年度~ | 新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、民間保育所等に対しマスク等の購入費用を補助、市立保育所においては、マスク等の衛生用品等を購入。 | ・特色ある幼稚園づくり事業・保育(保育所、認定こども園)・幼児教育・保育の無償化事業・地域型保育事業 |
| | ・保育士バンク事業 ・食物アレルギー対策事業 ・保育コンシェルジュの配置 ・待機児童ZEROプランR ・幼児教育アドバイザーの配置 ・外国につながる幼児への支援・配慮 | | | | ・就学前教育・保育の 調査・研究事業 | | するとともに、子どもの発達段階に応じた働きかけや環境整備に取り組む。また、プログラム作成に当たっては、就学前教育・保育の有識者を監修者として招聘するとともに、民間施設への周知等の方策を決定します。 | ・保育コンシェルジュの配置 ・待機児童ZEROプランR ・幼児教育アドバイザーの配置 ・外国につながる幼児への支援・ 配慮 ・保育所等の給食費の支援 ・民間保育所等衛生用品等購入 補助及び市立保育所衛生用品等 購入(延長保育事業等を含む。) |
| | | | | | ・乳幼児の絵本贈呈事 業(With Books事業 (HOPステージ)) | | の愛着を形成し、成長の土台とするため、令和3年4月以降に出生した乳児の世帯及び3歳になる年度までに転入した子がいる世帯に、概ねこども1人あたり4冊の乳幼児向けの絵本を贈ります。 | ・乳幼児の絵本贈呈事業(With Books事業(HOPステージ)) ・絵本ふれあい事業(With Books事業(HOPステージ)) ・図書館探検事業(With Books事) |
| | | | | | ・絵本ふれあい事業 (With Books事業(HOP ステージ)) | 4年度~ | 市立保育所6所・幼稚園4園の保護者と職員を対象に、絵本や読み聞かせに関する知識や興味の向上を図るため、年齢に合わせたおすすめの絵本や新刊の紹介、本の選び方や読み聞かせの方法など、絵本に関する講習会を1回実施(10か所)実施。 | <u>業(HOPステージ))</u> |
| | | | | | ・図書館探検事業(With Books事業(HOPステー ジ)) | 4年度~ | 市立保育所6所・幼稚園4園の児童が 市立中央図書館を訪問し、絵本の借り 方等を経験することで、児童が図書館 を知る機会とし、本に対する興味を高め る。 また、訪問時に読み聞かせコーナーを 設置し、読み聞かせを併せて各保育 所、幼稚園1回ずつ、年10回実施。 | |

| | <u> </u> | | | l | | | - |
|-----------------------------|---------------|--|--|----------------------|------|---|--|
| 1 子どもの育 (2) st ちの場の充実 育の | | •延長保育事業 | | ·保育士等処遇改善臨 時特例補助金 | 3年度~ | 保育士等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、 | •延長保育事業 |
| りの物の元夫(目の | | ・一時預かり事業(幼稚園型)(再 掲) | | 时付付別冊列並 | | 収入を3%程度(月額9,000円)を引き上げるための措置を令和4年2月より前倒しで実施する」こととされたことを踏ま | ・一時預かり事業(幼稚園型)(再 掲) |
| | | 一時預かり事業(幼稚園型)の 無償化事業(再掲) | | | | え、国の保育士・幼稚園教諭等処遇改 善臨時特例事業実施要綱に基づき、特 定教育・保育施設、特定地域型保育事 | ・一時預かり事業(幼稚園型)の 無償化事業(再掲) |
| | | •夜間保育事業 | | | | 業所に対して補助を実施。 | •夜間保育事業 |
| | | •休日保育事業 | | | | | •休日保育事業 |
| | | ・一時預かり事業(幼稚園型を除 く) | | ・バイバイおむつ事業 | 4年度~ | 市立保育所で使用したおむつは、保 育所で保管、保護者が持ち帰る運用を 行っており、使用済のおむつの管理に | ・一時預かり事業(幼稚園型を除 く) |
| | | ・子育て短期支援事業(ショートステイ等) | | | | 衛生面等、負担が生じていることから、 | ・子育て短期支援事業(ショートステイ等) |
| | | ▪病児保育事業 | | | | | ▪病児保育事業 |
| | | ・ファミリー・サポート・センター事 業 | | | | つボックスを設置し、市において処分を 実施。 また、民間保育所等においては、使用 | ・ファミリー・サポート・センター事 業 |
| | | 一時預かり等の無償化事業 | | | | 済みおむつを保管するゴミ箱購入費用 について補助を実施。 | ・ ・一時預かり等の無償化事業 |
| | | ・外国につながる幼児への支援・ 配慮(再掲) | | | | | ・外国につながる幼児への支援・ 配慮(再掲) |
| | | | | ・医療的ケア児保育支援事業 | | に関する支援・助言や、喀痰吸引等研修等の受講を推奨するほか、市区町村 | ・保育士等処遇改善臨時特例補 助金・バイバイおむつ事業・医療的ケア児保育支援事業 |
| 0 + 24 (4 0 /1) 1 | 七冊4の | | | | | | |
| | 勿りり フィンマン | ·放課後児童健全育成事業(留守 家庭児童会) | | | | | ·放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会) |
| 育成 推進 | ╚ | • 放課後子供教室推進事業 | | | | | •放課後子供教室推進事業 |
| | | ・子ども食堂支援事業 | | | | | ・子ども食堂支援事業 |
| | 幼·保·小 連携強化 | ・教育に関する調査研究事業 | | •学校連携配送事業 | 3年度~ | 図書館資料の効果的な活用を進め、 児童・生徒の考える力を育む学習環境 | ・教育に関する調査研究事業 |
| | | ・小学校就学前子どもと小学生と の交流 | | | | の更なる充実を図ります。 〇令和3年度 学校図書館図書配送事 | ・小学校就学前子どもと小学生と の交流 |
| | | ・英語村(英語カ向上プラン)事業 | | | | ** 学校が希望する中央図書館の本を月 1回、約100~200冊の図書を各小中学 校へ配送。 | ・英語村(英語カ向上プラン)事業 |
| | | | | | | 〇令和4年度 児童・生徒への図書配 送サービス事業 児童・生徒のタブレットから予約された | •学校連携配送事業 |
| | | | | | | 中央図書館の本を週1回、各小中学校へ配送。 | |
| | | | | | | | |

| ・児童発達支援センター(あかつき・ひばり園)における早期療育・訓練・相談事業 ・児童発達支援事業(どんぐり教室等) | | ・寝屋川市特別支援学 校等の臨時休業に伴う 放課後等デイサービス 利用者負担給付金支 給事業 | 2年度~ | 放課後等テイザービスの利用者負担金が増加した世帯に対して、申請に基づき増加した額の助成を実施。 | ・児童発達支援センター(あかつき・ひばり園)における早期療育・訓練・相談事業・児童発達支援事業(どんぐり教室等) |
|---|--|--|------|---|---|
| ・放課後等デイサービス事業・障害児保育・巡回相談・居宅介護・移動支援事業 | | ・発達障害児者及び家 族等支援事業 | 3年度~ | を埋解することや、適切に対応するため | ・放課後等デイサービス事業・障害児保育・巡回相談・居宅介護・移動支援事業 |
| ・保育所等訪問支援 ・就学相談等小学校との連携 ・短期入所 ・サポート手帳の活用 ・寝屋川市自立支援協議会の機能の充実 ・子ども用補聴器電池交換費用助成事業 ・難聴児補聴器等交付事業 | | | | | ・保育所等訪問支援 ・就学相談等小学校との連携 ・短期入所 ・サポート手帳の活用 ・寝屋川市自立支援協議会の機能の充実 ・子ども用補聴器電池交換費用助成事業 ・難聴児補聴器等交付事業 |
| ·小児慢性特定疾病医療費助成 (再掲) ·小児慢性特定疾病児童等自立 支援事業(再掲) | | | | | ・小児慢性特定疾病医療費助成(再掲) ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(再掲) ・寝屋川市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス利用者負担給付金支給事業 ・発達障害児者及び家族等支援事業 |

基本方針3 地域で子育てを支える

| 具体的施策の方向 | 現計画における事業一覧 | 廃止事業名 | 年度 | 事業内容 | 新規事業名 | 年度 | 事業内容 | 見直し後の事業一覧 |
|----------------------|------------------------------|-------------------|------|---|---------------------------|------|--|---|
| 1 子育て支援の場の充実と | ・地域子育て支援拠点事業 | ・ねやがわ☆子育てス | ~3年度 | 本事業は平成29年度からスタートし、 事業開始当時に開館した子育てリフ | ・キッズ・スマイル・パー | 4年度~ | 多子世帯の負担感の軽減等を図るため、市内に住所を有する、多子世帯に | ・地域子育て支援拠点事業 |
| ネットワークづくり | •利用者支援事業(再掲) | タート応援クーポン交付 事業 | | レッシュ館の周知や市の子育て支援 | ク(遊びスペース)使用 料減免(多子世帯応援 | | おける第2子以降の子どもに係るキッ | ・利用者支援事業(再掲) |
| | ・幼稚園の地域開放、ふれあい文 庫 | • | | サービスを広く知っていただくという当 初の事業目的を達成したことから、廃 止。 | 事業) | | ズ・スマイル・パーク(遊びスペース)使用料を減免し、事業開始をPRしながら、利用を促します。 | ・幼稚園の地域開放、ふれあい文 庫 |
| | ・子ども読書活動の推進 | | | | | | | ・子ども読書活動の推進 |
| | ・地域子育て支援事業 | | | | | | | ・地域子育て支援事業 |
| | ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)(再掲) | | | | | | | ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)(再掲) |
| | ・子育て応援サポーター事業 | | | | | | | ・子育て応援サポーター事業 |
| | ・子育て応援リーダー事業 | | | | | | | ・子育て応援リーダー事業 |
| | ・ねやがわ☆子育てスタート応援 クーポン交付事業 | | | | | | | ・子育てリフレッシュ館の運営 |
| | ・子育てリフレッシュ館の運営 | | | | | | | ・子育て世代包括支援センター事業(再掲) |
| | ・子育て世代包括支援センター事業(再掲) | | | | | | | ・キッズ・スマイル・パーク(遊びス ペース)使用料減免(多子世帯応 援事業) |
| 2 保護者に寄り添う支援の実 施 | ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)(再掲) | | | | | | | ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)(再掲) |
| | ・子育て応援サポーター事業(再掲) | | | | | | | ・子育て応援サポーター事業(再掲) |
| | ・子育て応援リーダー事業(再掲) | | | | | | | ・子育て応援リーダー事業(再掲) |
| | •養育支援訪問事業 | | | | | | | •養育支援訪問事業 |
| | •育児援助•家事援助事業 | | | | | | | •育児援助•家事援助事業 |
| | ・こども相談 | | | | | | | ・こども相談 |
| | ・家庭教育サポーター派遣事業 | | | | | | | ・家庭教育サポーター派遣事業 |
| | •家庭教育学級事業 | | | | | | | •家庭教育学級事業 |
| | ・子ども家庭総合支援拠点事業 | | | | | | | ・子ども家庭総合支援拠点事業 |
| 3 地域全体で取り組む子育て 支援 | ・地域における子育て支援 | | | | ・ファミリー・サポート・センター事業利用料減免 | 4年度~ | 多子世帯の負担感の軽減等を図るため、市内に住所を有する、多子世帯に | ・地域における子育て支援 |
| ~ I/A | ・ファミリー・サポート・センター事 業(再掲) | | | | (多子世帯応援事業) | | リー・サポート・センターの利用料を減 免し、事業開始をPRしながら、利用を促 | ・ファミリー・サポート・センター事 業(再掲) |
| | ・子育て応援リーダー事業(再掲) | | | | | | し、適切に補助金の交付を実施。 | ・子育て応援リーダー事業(再掲) |
| | ・子育て支援グループの育成 | | | | | | | ・子育て支援グループの育成 |
| | ・地域人材との連携 | | | | | | | ・地域人材との連携 |
| | ・子どもの安全対策(地域の見守 り活動) | | | | | | | ・子どもの安全対策(地域の見守 り活動) |
| | 赤ちゃんの駅 | | | | | | | ・赤ちゃんの駅 |
| | ・子ども食堂支援事業(再掲) | | | | | | | ・子ども食堂支援事業(再掲) |
| | | | | | | | | ・ファミリー・サポート・センター事 <u>業利用料減免(多子世帯応援事</u> <u>業)</u> |

基本方針4 支援が必要な家庭を支える

| 具体的施策の方向 | 現計画における事業一覧 | 廃止事業名 | 年度 | 事業内容 | 新規事業名 | 年度 | 事業内容 | 見直し後の事業一覧 |
|----------------------|---|-------|----|------|-------|----|------|---|
| 1 児童虐待の防止 | ·要保護児童対策地域協議会 | | | | | | | •要保護児童対策地域協議会 |
| | ・こども相談(再掲) | | | | | | | ・こども相談(再掲) |
| | ・子育て短期支援事業(ショートステイ等)(再掲) | | | | | | | ・子育て短期支援事業(ショートステイ等)(再掲) |
| | ·子ども家庭総合支援拠点事業 (再掲) | | | | | | | ・子ども家庭総合支援拠点事業 (再掲) |
| 2 ひとり親家庭の自立支援の 推進 |) ・母子生活支援施設への入所支援 | | | | | | | ・母子生活支援施設への入所支援 |
| | ・児童扶養手当の支給 | | | | | | | ・児童扶養手当の支給 |
| | ・母子・父子自立支援員による相 談の充実 | | | | | | | ・母子・父子自立支援員による相 談の充実 |
| | ・自立支援プログラムの策定(地 域就労支援) | | | | | | | ・自立支援プログラムの策定(地域就労支援) |
| | ・母子家庭等自立支援教育訓練 給付金の支給 | | | | | | | ・母子家庭等自立支援教育訓練 給付金の支給 |
| | ・母子家庭等高等職業訓練促進 給付金の支給 | | | | | | | ・母子家庭等高等職業訓練促進 給付金の支給 |
| | ·母子父子寡婦福祉資金貸付制 度 | | | | | | | ·母子父子寡婦福祉資金貸付制 度 |
| | ・ひとり親家庭等日常生活支援事 業 | | | | | | | ・ひとり親家庭等日常生活支援事 業 |
| | ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 | | | | | | | ・母子家庭等就業・自立支援セン ター事業 |
| | ・ひとり親家庭医療費の助成 | | | | | | | ・ひとり親家庭医療費の助成 |
| | ・子どもの養育支援事業 | | | | | | | ・子どもの養育支援事業 |
| | ・保育所保育料等算定に係る寡 婦(寡夫)控除みなし適用 | | | | | | | ・保育所保育料等算定に係る寡 婦(寡夫)控除みなし適用 |

| | i i | | | |
|---------------|---|--|--|---|
| 3 子どもの貧困対策の推進 | 【教育の支援】 | | | 【教育の支援】 |
| | ・幼児教育・保育の無償化事業 (再掲) | | | ・幼児教育・保育の無償化事業 (再掲) |
| | ・幼児教育アドバイザーの配置 (再掲) | | | ・幼児教育アドバイザーの配置 (再掲) |
| | ・スクールソーシャルワーカーの 配置 | | | ・スクールソーシャルワーカーの 配置 |
| | ・児童生徒支援人材の配置・キャリア教育 | | | ・児童生徒支援人材の配置 ・キャリア教育 |
| | ·特別支援教育就学奨励費負担 等 | | | ·特別支援教育就学奨励費負担 等 |
| | ・義務教育段階の就学援助 | | | ・義務教育段階の就学援助 |
| | 生活保護制度に係る高等学校 等就学費の支給 | | | ·生活保護制度に係る高等学校 等就学費の支給 |
| | ・生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外 | | | ・生活保護世帯の高校生等のア ルバイト収入等の収入認定除外 |
| | ・生活保護受給世帯の子どもの 学習塾等費用の収入認定除外 | | | 生活保護受給世帯の子どもの 学習塾等費用の収入認定除外 |
| | 生活保護制度に係る進学準備 給付金 | | | 生活保護制度に係る進学準備 給付金 |
| | ・生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援 | | | ・生活困窮世帯等の子どもに対す る学習支援 |
| | ・中学校夜間学級就学奨励費の 支給 | | | ・中学校夜間学級就学奨励費の 支給 |
| | 【生活の安定に資するための支援】 | | | 【生活の安定に資するための支 援】 |
| | ・乳児家庭全戸訪問事業(こんに ちは赤ちゃん訪問)(再掲) | | | ・乳児家庭全戸訪問事業(こんに ちは赤ちゃん訪問)(再掲) |
| | ・子育て応援サポーター事業(再掲) | | | ・子育て応援サポーター事業(再 掲) |
| | ・子育て世代包括支援センター事業(再掲) | | | 子育て世代包括支援センター事業(再掲) |
| | •養育支援訪問事業(再掲) | | | •養育支援訪問事業(再掲) |
| | ·養育支援訪問 育児援助·家事 援助事業 | | | ·養育支援訪問 育児援助·家事 援助事業 |
| | ·母子生活支援施設への入所支援(再掲) | | | ·母子生活支援施設への入所支 援(再掲) |
| | ・家庭教育サポートチーム派遣事業 | | | ・家庭教育サポートチーム派遣事 業 |
| | ・家庭教育学級事業(再掲) | | | •家庭教育学級事業(再掲) |

| ・ひとり親家庭医療費の助成(再掲) | | | ・ひとり親家庭医療費の助成(再掲) |
|---|--|--|--|
| ・ひとり親家庭の優先利用 | | | ・ひとり親家庭の優先利用 |
| ·放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)(再掲) | | | ·放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)(再掲) |
| ·放課後子供教室推進事業(再 掲) | | | ·放課後子供教室推進事業(再 掲) |
| ・子育て短期支援事業(ショートステイ等)(再掲) | | | ・子育て短期支援事業(ショートステイ等)(再掲) |
| ・生活困窮世帯等の子どもに対す る学習支援(再掲) | | | ・生活困窮世帯等の子どもに対す る学習支援(再掲) |
| ・キャリア教育(再掲) | | | ・キャリア教育(再掲) |
| ・スクールソーシャルワーカーの 配置(再掲) | | | ・スクールソーシャルワーカーの 配置(再掲) |
| ・子ども食堂支援事業(再掲) | | | ・子ども食堂支援事業(再掲) |
| ・青少年の居場所づくり事業 | | | ・青少年の居場所づくり事業 |
| ・食育の推進に関する支援 | | | ・食育の推進に関する支援 |
| •生活困窮者住居確保給付金 | | | •生活困窮者住居確保給付金 |
| 【保護者に対する職業生活の安 定と向上に資するための就労の 支援】 | | | 【保護者に対する職業生活の安 定と向上に資するための就労の 支援】 |
| ·母子家庭等自立支援教育訓練 給付金の支給(再掲) | | | ·母子家庭等自立支援教育訓練 給付金の支給(再掲) |
| ·母子家庭等高等職業訓練促進 給付金の支給(再掲) | | | ·母子家庭等高等職業訓練促進 給付金の支給(再掲) |
| ・母子家庭等就業・自立支援センター事業(再掲) | | | ・母子家庭等就業・自立支援セン ター事業(再掲) |
| ・生活保護制度に係る就労自立 給付金 | | | 生活保護制度に係る就労自立 給付金 |
| •生活困窮者自立相談支援事業 | | | •生活困窮者自立相談支援事業 |
| •生活困窮者就労準備支援事業 | | | •生活困窮者就労準備支援事業 |
| ・生活保護制度に係る被保護者 就労支援事業 | | | 生活保護制度に係る被保護者 就労支援事業 |

| i i | | | |
|-------------------------------|--|--|-------------------------------|
| 【経済的支援・その他支援】 | | | 【経済的支援・その他支援】 |
| ・児童手当の支給 | | | ・児童手当の支給 |
| ・児童扶養手当の支給(再掲) | | | ・児童扶養手当の支給(再掲) |
| ・子どもの養育支援事業(再掲) | | | ・子どもの養育支援事業(再掲) |
| ・母子・父子自立支援員による相 談の充実(再掲) | | | ・母子・父子自立支援員による相 談の充実(再掲) |
| ・自立支援プログラムの策定(地 域就労支援)(再掲) | | | ・自立支援プログラムの策定(地 域就労支援)(再掲) |
| ·母子家庭等自立支援教育訓練 給付金の支給(再掲) | | | ·母子家庭等自立支援教育訓練 給付金の支給(再掲) |
| ·母子家庭等高等職業訓練促進 給付金の支給(再掲) | | | ·母子家庭等高等職業訓練促進 給付金の支給(再掲) |
| ·母子父子寡婦福祉資金貸付制 度(再掲) | | | ·母子父子寡婦福祉資金貸付制 度(再掲) |
| ・ひとり親家庭等日常生活支援事業(再掲) | | | ・ひとり親家庭等日常生活支援事 業(再掲) |
| ・JR通勤定期乗車券割引証明書 の交付 | | | ・JR通勤定期乗車券割引証明書 の交付 |
| ·生活困窮者自立相談支援事業 (再掲) | | | •生活困窮者自立相談支援事業 (再掲) |
| •要保護児童対策地域協議会(再掲) | | | •要保護児童対策地域協議会(再 掲) |
| ・こども相談(再掲) | | | ・こども相談(再掲) |
| •利用者支援事業(再掲) | | | ・利用者支援事業(再掲) |
| ・スクールカウンセラーの配置 | | | ・スクールカウンセラーの配置 |
| ・スクールソーシャルワーカーの 配置(再掲) | | | ・スクールソーシャルワーカーの 配置(再掲) |
| ・青少年の相談窓口 | | | ・青少年の相談窓口 |